

株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案（令和7年7月）

株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）は、これまで、新規業務を行おうとするときは、内閣総理大臣（金融庁長官に権限を委任。以下同じ。）及び総務大臣の認可を受けなければならないこととされてきた。しかし、令和7年6月27日、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第62条第2項の規定により、ゆうちょ銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出たことから、この日以後、ゆうちょ銀行の新規業務については、郵政民営化法上、これまでの認可制ではなく、内閣総理大臣及び総務大臣への届出が義務付けられることとなった。届出制においては、内閣総理大臣及び総務大臣は、届出を受けたときは速やかにその旨を当委員会に通知しなければならず、当委員会は、必要があると認めるときは、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に意見を述べることができることとされている。

このため、この届出制の運用について、当委員会の方針を取りまとめ、公表する。

1 公正・自由な競争の促進と利用者利便の向上

郵政民営化は、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」（郵政民営化法第1条）との考えを基本としており、これを実現するためには、株式処分により、極力国の関与を減らし、また、市場における公正かつ自由な競争を促進し、利用者のニーズに応える多様で良質なサービスが提供されるようにすることが重要である。

したがって、金融二社に関する業務等規制について調査審議する際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、適正な競争を通じて金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である。

ゆうちょ銀行には、銀行法（昭和56年法律第59号）による規制に加えて、郵政民営化法による業務制限等が課されているところ、これについては、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされている（郵政民営化法第8条）。

なお、今般、日本郵政がゆうちょ銀行の株式の二分の一以上を処分したことにより、日本郵政は、ゆうちょ銀行の経営上の事項に係る決議（例えば、取締役の解任決議）を単独で行うことができなくなる。また、日本郵政は、銀行持株会社でなくなり、ゆうちょ銀行を子会社とする銀行持株会社である場合に適

用される銀行持株会社規制の適用除外の特例措置（郵政民営化法第64条、第65条及び第66条）を受けることもなくなる。

2 届出制

「届出」については、行政手続法（平成5年法律第88号）第37条において「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されている。

ゆうちょ銀行が新規業務を行うに当たり、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出場合には、形式上の要件に適合しているならば、到達したときに受理されることになる。

3 届出制における当委員会の役割

届出制において、郵政民営化法は、ゆうちょ銀行が新規業務を行うに当たっては、他の金融機関等との適正な競争関係と利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないと規定する。ゆうちょ銀行には銀行法による規制も課されているが、適正な競争関係については、郵政民営化法の枠組みの中で、確保される必要がある。

この配慮義務については、郵政民営化法において、内閣総理大臣及び総務大臣は、ゆうちょ銀行が同義務に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとときは、監督上必要な措置を命ずることができることとされているところ、これを実効的にするため、当委員会において検証を行うこととする。

これまでの認可制においては、当委員会の意見は内閣総理大臣及び総務大臣の認可プロセスの一部を担っていたが、届出制においては、当委員会の意見は、届出受理後の内閣総理大臣及び総務大臣の行う監督上の措置を命ずるプロセスに関わることとなる。そのため、当委員会がこれまで新規業務導入の先後関係を検討する際に考慮してきた事項は、これまでの認可制を前提とした考え方であり、届出制に移行した以上、配慮義務に違反しない限りゆうちょ銀行は新規業務を行うことができる所以であるから、届出制においてこれまでの認可制を前提とした考え方を維持することは困難である。

内閣総理大臣及び総務大臣が監督上の措置を命ずるに当たっては、その要件に該当する事実を確認する手段として、郵政民営化法上、報告徴求や立入検査が規定されている。これを実効的なものにするために、届出内容を踏まえ、ゆうちょ銀行が配慮義務に違反し、又は違反するおそれがあると疑うに足りる事情が認められる場合に、郵政民営化推進本部長を通じ、内閣総理大臣又は総務

大臣に対し、配慮義務に関して事実確認を求め、その結果を踏まえ必要な対応を講ずるよう意見を述べることとする。

なお、郵政民営化法は、これまでの認可制においては、適正な競争関係の確保と役務の適切な提供の観点から認可の是非を判断することとし、その際の考慮事項として、議決権比率等とゆうちょ銀行の経営状況を挙げていた。届出制においては、ゆうちょ銀行には新規業務を行うに当たり、これまでの認可制のときの審査事項と同様の観点で、適正な競争関係の確保と役務の適切な提供の配慮義務が課されている一方で、これまでの認可制において挙げられていた考慮事項は規定されていない。

4 新規業務に関する調査審議の方針

当委員会は、届出を受けた行政当局から通知があり次第、届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行うことと決定する。調査審議が必要な場合、次のとおり、提出書類によることを基本とする簡素な方法で実施することとし、これまでの認可制における調査審議に比べて期間を短縮する。

- ① ゆうちょ銀行からの届出及びその添付書類をもとに調査審議を行うことを基本とする。
- ② ゆうちょ銀行から説明を聴取する場合は、書面を基本とする。
- ③ 外部からの意見を聴取することが適當であると判断した場合は、意見聴取（陳述又は文書）を実施する。ただし、これまでの認可制において実施してきた意見募集（パブリックコメント）は行わない。
- ④ 原則として行政当局からのヒアリングは行わない。
- ⑤ 必要があると認めるときは、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見を作成して公表する。

調査審議を行うか否かを決定するに至った理由、調査審議の内容、結果及び理由等は、当委員会の議事録等において公表する。

以上